日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

日本標準産業分類の改定が告示され、**令和６年４月１日から施行されます**。

改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「，」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっています。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在、設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、**「糖類製造業」**、**「各種商品小売業」**、**「百貨店，総合スーパー」**の３種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「，」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

＜旧産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		**糖類製造業**
56			**各種商品小売業**
	561	5611	**百貨店，総合スーパー**
	569	5699	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター

＜新産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

3 日本標準産業分類の改定による「茨城県各種商品小売業最低賃金」について

特定最低賃金の「茨城県各種商品小売業最低賃金」は、日本標準産業分類（平成26年4月改定　**旧産業分類**）における「各種商品小売業」が該当します。

「各種商品小売業」とは、衣、食、住にわたる各種の商品を取り扱っていて、主たる販売商品が判別できない事業所をいい、百貨店や総合スーパー（食品スーパーは含まれません）、いわゆるよろず屋などが当てはまります。

コンビニエンスストアのように食料品が中心であるなど、主たる販売商品が判別できる事業所は該当しません。

令和６年４月１日から、改定された日本標準産業分類が施行された場合、上記２に示した**《新産業分類》**の**産業分類番号では、5611、5621、5699**の3つが、**茨城県各種商品小売業最低賃金**の適用を受ける業種となります。